

恵庭市夢創館条例の条例改正について

○改正の目的

- ・恵庭市夢創館条例別表の備考を改正することにより、営利目的となる金額の基準を引き上げるもの。基準額を引き上げることにより、利用者の自主財源の確保し更なる事業拡大を図り、市民による自主事業の活性化を目指すもの。

現 行) 入場料等を徴収した場合

改正案) 1,000 円を超える場合

○市内公共施設の営利目的となる基準

- ・恵庭市民会館

- (1) 1,000 円を超え 2,000 円以下 市内在住者の追加使用料の 5 割
- (2) 2,000 円を超え 3,000 円以下 市内在住者の追加使用料の 10 割
- (3) 3,000 円を超えるとき 市内在住者の追加使用料の 15 割

- ・恵庭市生涯学習施設かしわのもり

1,000 円を超える場合

- ・恵庭市黄金ふれあいセンター

1,000 円を超える場合

○他市公共施設の営利目的となる基準

- ・北広島市芸術文化ホール（北広島市中央 6 丁目 2 番地 1）

3,000 円を超える場合

- ・千歳市民文化センター

- (1) 1,000 円を超え 3,000 円以下の場合 当該使用に係る基本使用料の 100 分の 100 に相当する額
- (2) 3,000 円を超える場合 当該使用に係る基本使用料の 100 分の 200 に相当する額

- ・紋別市文化会館

- (1) 501 円以上 1,000 円まで 100 パーセント
- (2) 1,001 円以上 2,000 円まで 150 パーセント
- (3) 2,001 円以上 200 パーセント

(参考・恵庭市夢創館条例別表)

別表（第7条、第12条関係）

使用区分		1時間当たりの使用料	その他
イベントホール	市内在住者	1, 100円	暖房設備を使用する場合は、市内在住者の1時間当たりの使用料の5割に相当する額を加算した額を徴収する。
	市内在住者以外の者	2, 200円	
	営利目的	4, 400円	
コミュニティホール 展示スペース		100円	

備考

- 1 市内在住者とは、市内に住所を有し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条の規定により本市が備える住民基本台帳に記録されている者及び半数以上がこれらの者で構成される団体をいう。
- 2 市内在住者には、1に掲げるもののほか、市内に勤務し、又は通学する者を含むものとする。
- 3 市内の幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校、専門学校及び大学が教育目的で使用する場合は、5割に相当する額を減ずる。
- 4 町内会、商店会及び行政機関その他これらに類する法人及び団体等がこの条例の目的に沿って使用する場合は、5割に相当する額を減ずる。
- 5 入場料、会費等（名目のいかんによらずこれらに類するものを含む。）を徴収する場合（練習、稽古、準備等で使用するときを含む。）は、営利目的の使用料の額とする。
- 6 付属設備等の使用料は、1日又は1回当たり3,000円を超えない範囲で教育委員会規則で定める。

○条例改正する場合のスケジュール

9/10(水)	社会教育委員の会議
9/19(金)	教育委員会議案提出
10/3 (金)	教育委員会議案報告
11/4 (火)	4 定議案提出
11/27 (木)	4 定議案審議
4/1(水)	条例施行

現行	改正案												
第 1 条～第 15 条（略）	第 1 条～第 15 条（略）												
別表(第 7 条、第 12 条関係)	別表(第 7 条、第 12 条関係)												
<table><tr><td>使用区分</td><td>1 時間当たりの 使用料</td><td>その他</td></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr></table>	使用区分	1 時間当たりの 使用料	その他	(略)			<table><tr><td>使用区分</td><td>1 時間当たりの 使用料</td><td>その他</td></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr></table>	使用区分	1 時間当たりの 使用料	その他	(略)		
使用区分	1 時間当たりの 使用料	その他											
(略)													
使用区分	1 時間当たりの 使用料	その他											
(略)													
備考	備考												
1～4（略）	1～4（略）												
<u>5 入場料、会費等(名目のいかんによらずこれらに類するものを含む。)を徴収する場合(練習、稽古、準備等で使用するときを含む。)は、</u> 、営利目的の使用料の額とする。	<u>5 入場料その他これに類する料金の額（その料金に段階がある場合にあつては、その最高額）が 1,000 円を超えるものを徴収する場合は、</u> 、営利目的の使用料の額とする。												
<u>6（略）</u>	<u>6 入場料の額が 2 種類以上定められている場合は、その最高額を基準として使用料を算定する。</u>												
	<u>7（略）。</u>												

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の恵庭市夢創館条例は、施行日以後の利用申請に係る使用料について適用し、同日前の利用申請に係る使用料については、なお従前の例による。